

計 画 グ ル ー プ

1 都市計画証明発行数

| 区 分 | 平成 27 年度 | 前年度 |
|-----------|----------|------|
| 都市計画証明発行数 | 47 通 | 52 通 |

※ 都市計画決定内容の証明

2 宅地開発に関する審査事務

福生市宅地開発等指導要綱に基づく審査件数

| 区 分 | | 平成 27 年度 | 前年度 |
|-------------------------|---|----------|-----|
| 宅 地 開 発 協 定 書 | 成 立 件 数 | 8 件 | 5 件 |
| | 不 成 立 件 数 | 0 件 | 0 件 |
| 内 訳 | 都 計 法 2 9 条 開 発 行 為 | 6 件 | 3 件 |
| | 中 高 層 建 築 物 | 1 件 | 1 件 |
| | 2 0 戸 以 上 の 集 合 住 宅 | 0 件 | 0 件 |
| | 1, 0 0 0 m ² 超 の 土 地 で 行 う 建 築 物 の 建 築 | 1 件 | 1 件 |
| 宅 地 開 発 等 審 査 会 開 催 回 数 | | 7 回 | 6 回 |

※ 福生市宅地開発等指導要綱は、宅地開発による乱開発を防止するため一定の基準を設け、事業主に対し協力を要請し、良好な都市環境の整備を図ることを目的としている。

※ 内訳件数については、該当する全ての項目について集計している。

3 国土利用計画法に関する事務（届出経由事務）

| 区 分 | 平成 27 年度 | 前年度 |
|-------------|----------|-----|
| 届 出 経 由 事 務 | 2 件 | 1 件 |
| 相 談 件 数 | 2 件 | 1 件 |

※ 国土利用計画法により、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るために、土地取引について届出制を設けている。

4 生産緑地地区に関する事務

(1) 生産緑地買取判定審査会

| 区 分 | 平成 27 年度 | 前年度 |
|----------------|----------|-----|
| 生産緑地買取判定審査会の開催 | 3 回 | 1 回 |

(2) 生産緑地買取申出及び相談

| 区 分 | 平成 27 年度 | 前年度 |
|---------|----------|-----|
| 買 取 申 出 | 3 件 | 1 件 |
| 相 談 件 数 | 3 件 | 1 件 |

(3) 生産緑地地区指定状況

| 指 定 状 況 | 面積 (ha) | 箇所数 |
|----------------------------------|---------|-----|
| 平成 4 年 11 月 20 日 福生市告示第 61 号指定 | 6.60 | 48 |
| 平成 5 年 11 月 1 日 福生市告示第 61 号指定 | 1.76 | 12 |
| 平成 23 年 12 月 26 日 福生市告示第 209 号指定 | 0.45 | 4 |
| 指 定 解 除 | 2.32 | 15 |
| 現 在 の 指 定 状 況 | 6.49 | 49 |

5 都市計画審議会に関する事務

| 区 分 | 平成 27 年度 | 前年度 |
|------------|----------|-----|
| 都市計画審議会の開催 | 4 回 | 2 回 |

※ 都市計画審議会は、都市計画を定めるときに、都市計画法に基づき都市計画案を調査審議する機関である。

6 優良住宅及び優良宅地認定に関する事務

| 区 分 | 平成 27 年度 | 前年度 |
|---------|----------|-----|
| 認 定 申 請 | 0 件 | 0 件 |
| 相 談 件 数 | 0 件 | 0 件 |

※ 土地を譲渡したときの譲渡益については、租税特別措置法により重課税や追加課税制度がある。優良住宅及び優良宅地認定制度により譲渡した物件が優良であると認定されると、重課税や追加税制度から除外又は軽減の適用がある。

7 各種団体への加盟（目的）

- (1) 福生都市計画協議会（福生都市計画区域の整備・開発その他都市計画の適切な遂行）
- (2) 関東国道協会（関東地域の国道整備の促進）
- (3) 多摩地域都市モノレール等建設促進協議会（多摩地域都市モノレールの建設の促進）
- (4) 首都圏中央連絡自動車利用促進協議会（圏央道の利用の促進）
- (5) 東京都総合治水対策協議会（東京都内における総合的な治水対策を推進）
- (6) 多摩川整備促進協議会（豊かで美しい河川環境の創出）
- (7) 東京都都市づくり公社関係市町村連絡協議会（委託事業の調整）
- (8) 関東地方都市美協議会（個性豊かな魅力ある都市景観の創造）
- (9) 玉川上水緑の保全事業都・市町連絡協議会（玉川上水の緑の保全事業の推進）
- (10) 東京土地区画整理事業推進連盟（土地区画整理事業の推進）
- (11) 全国街路事業促進協議会、東京都街路事業促進協議会（都市計画道路の整備の推進）
- (12) 道路整備促進期成同盟会東京都協議会（道路の整備の推進）
- (13) 社団法人首都道路協議会（道路の整備の推進）
- (14) 多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会（崖線の緑保全）
- (15) 中央自動車道渋滞対策促進協議会（中央自動車道の渋滞対策）

8 都市計画道路整備事業経過

- (1) 福生都市計画道路 3・4・3 の 1 号線（新五日市街道線）整備事業
（福生市大字熊川、福生市と立川市の市境から国道 16 号交差点までの延長約 1.1 キロメートルの区間）
環境現況調査実施 平成 27 年 4 月から 28 年 3 月まで
- (2) 福生都市計画道路 3・4・2 号線（一般都道第 166 号瑞穂あきる野八王子線）整備事業
（都市計画道路 3・4・5 号線から都市計画道路 3・3・30 号線までの約 520 メートルの区間の拡幅工事实施中）
平成 28 年 3 月末 用地買収割合約 99 パーセント
- (3) 福生都市計画道路 3・3・30 号線（一般都道 249 号線）整備事業
（都市計画道路 3・4・7 号線から都市計画道路 3・4・2 号線までの約 650 メートルの区間の道路工事实施中）
平成 28 年 3 月末 用地買収割合約 75 パーセント

9 住宅耐震診断事業

福生市耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化を促進する。

(1) 住宅・建築物耐震改修等補助事業 福生市木造住宅耐震診断助成金交付要綱により助成金の交付を行う。

- ・耐震診断助成件数 1件（自己所有戸建住宅、木造二階建）
助成額 97,000円（助成額 = 診断に要した費用×2/3 限度額 100,000円）
- ・耐震改修助成件数 0件

(2) 耐震診断相談事業 耐震診断に係る相談業務を行う。

相談件数 13件（助成事業含む。）

10 景観事業経過

(1) まちづくり景観推進連絡会会議 12回実施（宿橋通りについてほか）

(2) 第11回まちづくり景観フォーラム（平成28年3月12日）開催

11 地区計画事業

| 区 分 | 平成27年度 | 前年度 |
|-------------------|--------|-----|
| 地区計画の区域内における行為の届出 | 2件 | 2件 |
| 相 談 件 数 | 2件 | 2件 |

12 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業

| 区 分 | 平成27年度 | 前年度 |
|--------|--------|--------|
| 耐震診断助成 | 0件（0件） | 4件（4件） |
| 補強設計助成 | 1件（0件） | 0件（1件） |
| 耐震改修助成 | 0件（1件） | 1件（1件） |

※ 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号）により指定された特定緊急輸送道路沿道建築物に対する助成事業

※ （ ）は申請件数